相続法が改正されました

～遺言に関する改正は本年１月施行～

すでに報道でご覧になっている方も多いと思いますが、相続に関する法律が40年振りに大幅改正されました。

改正された法律の全体が、実際に運用開始される日（施行される日）は、2019年7月13日までの政令が指定する日となっていますが、自筆証書遺言に関する部分だけは、2019年1月13日に施行されることが決まっています。

自筆遺言証書は一部手書き不要に！

現在の法律では、自筆遺言は、遺言を作る方が、全ての文字を手書きで書く必要があります。例えば、自宅は配偶者に、賃貸マンションは長男に、A銀行の預金は長女に、B銀行の預金は次男に、それぞれ相続させたいといった場合にも、不動産の地番や銀行預金の支店・口座番号など、その全てを手書きしなければなりません。

ですが、改正された法律では、パソコンで作った財産目録（財産の一覧）を添付したり、通帳のコピーや不動産の登記事項証明書（法務局で簡単に取得できます）を添付することが可能になりました（財産目録には、各ページ毎に署名押印が必要です）。公証役場に行って遺言公正証書を作るのも面倒だし、全文を手書きするのも面倒だと思っていた方もこの機会に遺言を作ることを検討されてはいかがでしょうか。また、以上の部分以外にも、今回の法律は大きく変更されています。

亡くなった日が施行日以降だった場合、改正された法律が適用されることになります。当事務所では、今後、ホームページでも、改正相続法の解説を行っていく予定ですので、是非ご覧いただければと思います。

また、すでに遺言を書かれた方も、ご自身のお考えがより反映できる遺言にすることができるかもしれません。

遺言・相続について、この機会にぜひ私どもにお問合わせ下さい。

（弁護士　洪　美絵）

▶しんぶん赤旗提供

参議院で参考人として意見陳述しました

弁護士　馬奈木厳太郎

11月29日、参議院の文教科学委員会において、参考人として意見を述べました。テーマは原子力損害賠償法（原賠法）の改正案についてです。

この法律は、電力会社など原子力事業者の賠償責任の枠組みについて定めたもので、現行法上、原発を運転するにあたっては、賠償に備えて1200億円を準備することが求められています。

ところが、改正案では、福島第一原発事故が起きてしまったにもかかわらず、1200億円の増額を見送りました。実際には、支払った賠償額はすでに8兆円を上回っています。1200億円を準備しておけば原発を運転できるというのは、100万円しか保険に入っただけで車を運転するようなもので、原子力事業者としての責任を果たしたとは到底言えません。

また、現行法では、国は原子力事業者に対して「必要な援助を行う」と規定されており、国の関与は後見的なものにとどまっています。原発は国策民営と言われていますが、原子力事業者とならんで国が賠償当事者として位置づけられているわけではないのです。生業訴訟をはじめとして、原発事故の被害者が国と東電を被告に被害救済を求めている裁判では、国の責任を認める判決がすでに4つ出ています。もはや国は当事者ではないような態度を取れなくなっているのですが、この点も盛り込まれませんでした。

私は、改正案に含まれなかった問題と改正案の中身の問題と両方について、賠償実務のなかで現れた課題を指摘し、改善を求めました。福島の被害実態をできるだけ伝えたいという気持ちで意見を述べました。

審議は、参考人の意見陳述と各会派の委員の質問と合わせて2時間半という短いものでしたが、歴代委員長の肖像画が飾られている部屋での意見陳述というのは初めてでしたので、大変新鮮でした。

私たちが主権者だ～We are "the people"!!～

東京合同法律事務所　主催

10月13日、ジャーナリストの堀潤さんと東京新聞記者の望月衣塑子さんをお招きして、標記の講演会を行いました。

望月さんからは、政府与党に対して先頭に立って追及取材を行っているご経験から安倍政権の暴走ぶりを明快にお話しいただきました。

堀さんからは、私たちがあまり注目しない海外の状況などをご紹介いただいた上で、主権者たる私たちが知り、考えなければならないこととはどういうものか、ということについてお話しいただきました。

後半では、当事務所の馬奈木弁護士・福井弁護士も加わってパネルディスカッションが行われ、メディアの役割や、私たち主権者がどのようにこれからの政治と向き合っていくべきかなど、様々な視点からの議論が行われました。

当事務所では、これからも時節に応じた企画を行っていく予定です。

（弁護士　市橋　耕太）

羽田空港低空飛行住民アンケート実施

（弁護士　久保田明人）

羽田空港低空飛行問題に取り組んでいる「みなとの空を守る会」では、今年9月から10月、予定航路下の住民へのはじめての意識調査アンケートを実施しました。

アンケートは、港区における新航路下の左右1㎞幅の約9万世帯のうち、3万7800世帯にアンケートを戸別配布し、約1350世帯の皆様からご回答をいただきました（回答率約3・5％）。

アンケートにより、新航路下の住民でもこの計画をよく知らず、中止を求める方が大半で、多くの方が騒音や墜落、落下物の危険に不安を感じているということがわかりました。

会では、アンケート結果により明らかになった計画の周知が不十分であること、反対の声が多数であることを国に伝え、計画の中止を強く求めていく予定です。

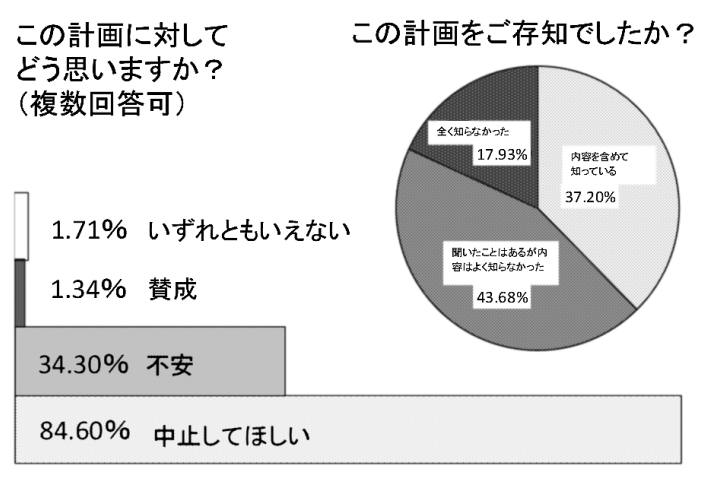

ニューフェイス

「少年よ、大志を抱け」

弁護士　山﨑　大志

両親は、この名言に因んで、私に大志と命名してくれました。その後、私は、映画『それでもボクはやってない』を観たきっかけで「苦しんでいる人と一緒に戦える弁護士になりたい」という志を抱いてきました。弁護士になった今、その志を実現できるよう研鑽してまいります。どうか、よろしくお願いいたします。

右往左往

自由法曹団幹事長就任にあたって

2018年10月の福岡八幡総会において、自由法曹団幹事長に選任されました。安倍政権による改憲策動と民主主義破壊を許さないため、自由法曹団幹事長として全力を尽くしたいと思いますので、ご支援ご鞭撻のほど、何とぞよろしくお願いいたします。

（弁護士　泉澤　章）